



国住指第 1248 号

## 承認書

Prof. Dr. Reimund Neugebauer  
理事長  
Fraunhofer-Gesellschaft zur Förderung  
der angewandten Forschung e.V.

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 68 条の 26 第 6 項の規定に基づき、  
下記のとおり承認性能評価機関として承認する。

平成 26 年 7 月 17 日

国土交通大臣 太田 昭宏



### 記

- 承認番号: 国土交通大臣 第 3 号
- 承認性能評価機関の名称: フラウンホーファー - ゲゼルシャフト ツア フェルデルング デア アンゲヴァンテン フォルシュング エー、ファオ.
- 住所: ハンザシュトラッセ 27c、D-80686 ミュンヘン、ドイツ
- 承認の区分: 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号) 第 59 条第 8 号の 3 に掲げる区分
- 業務区域: 世界全域(日本を除く。)
- 性能評価の業務を行う事務所の所在地  
: ビーンローダー ヴェーク 54E、D-38108 ブラウンシュヴァイク、ドイツ
- 承認の有効期間: 平成 26 年 7 月 23 日から 5 年間